

資料

答申（第142号～第169号）

答申第142号（平成15年5月9日付）

「特定の県営住宅の居住者名簿に係る文書」の非開示決定に対する異議申立事案
（県土整備部住宅チーム）

対象公文書

県営住宅入居者収入報告書

争点

県営住宅の特定居室の居住人数という個人情報を、不正入居防止による行政の公平の実現という公益上の理由から開示することが妥当かどうかで争われました。

答申の骨子

結論：棄却

まず、特定の居室を明示していることから、個人情報に該当することは明らかである。また、異議申立人が何人にも等しく公開されるべきであると主張するほどの公益上の必要があるとまでは言えないとして、非開示が妥当であるとししました。

答申第143号(平成15年5月27日付)

「平成13年度カワラハンミョウ幼虫等の調査報告書中前回請求で非開示とされた部分」の非開示決定に対する異議申立事案

(県土整備部下水道チーム)

対象公文書

志登茂川浄化センター環境事後調査業務委託に関する文書

争点

実施機関は当該委員会の意思決定の中立性を不当に損なうとして審議検討情報に該当し、また、今後委員の率直な意見の交換が損なわれるため、事務事業情報に該当すると主張しました。

答申の骨子

結論：認容

審議検討情報については、そもそも「県、国、独立行政法人等及び県以外の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」をその保護の対象としており、今回の事案には該当しないとしました。

また、事務事業情報についても、どの委員が具体的にどのような発言をしたか判別できず、実施機関が主張するような支障は認められないとして、非開示決定を取り消すべきであると答申しました。

答申第144号(平成15年7月11日付)

「特定神社(宗教法人)の財産目録の内預貯金の内容、入手先文書」の公文書の存否を明らかにしない決定に対する異議申立事案

(生活部文化振興チーム)

対象公文書

特定神社(宗教法人)の財産目録

争点

実施機関は、存否を明らかにすると、不活動法人かどうか明らかとなり、法人格の悪用を防止するといった不活動法人対策事務に著しい支障が出るとして、存否応答拒否を行いました。

答申の骨子

結論：認容

不活動法人かどうか分かること自体が、即座に実施機関の不活動法人対策に著しい支障を及ぼすと言えないとして、存否応答拒否の決定を取り消して、改めて開示・非開示等の決定を行うべきであると答申しました。

答申第145号(平成15年7月11日付)

「特定踏切の拡幅工事について、鉄道法人に委託した工事代金の明細書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(県土整備部道路整備チーム)

対 象 公 文 書

不存在のためなし

争 点

実施機関は、鉄道法人から工事の詳細な明細書について提出を受けてないので、不存在としましたが、異議申立人は、公金の適正な支出を確認するためにも、今からでも提出させるべきであると主張しました。

答 申 の 骨 子

結論：棄却

請求の趣旨に対する説明としては不十分であるが、委託工事に関する現行制度上、実施機関の説明には限界があると言わざるを得ず、不存在決定は妥当であると答申しました。

提 言

公金を支出している以上、県民に対する説明責任は実施機関が負うべきであり、委託工事に関する制度、検査体制の見直しなどを通じ、県民に対する説明責任を十分に果たされることを要望するとの審査会からの提言がつけられました。

答申第146号(平成15年7月22日付)

「平成12年度、13年度、特定農協に対する検査書(農協法第94条によるもの)と検査書に基づく指示、命令、行政命令の文書」の部分開示決定に対する異議申立事案
(農林商工部団体検査チーム)

対象公文書

農業協同組合検査復命及び検査書

争点

実施機関は、当該公文書中に組合の職員名等の個人情報と組合の法人情報が記載されているので、個人情報、法人情報に該当すると主張しました。異議申立人は、部分開示された内容は抽象的な文言のみであり、少なくとも指摘事項の内容だけでも開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

個人情報については、公益上も開示する必要はないとして非開示が妥当としました。法人情報についても、検査内容が当該組合の競争上の不利益を侵害するとして、おおむね非開示妥当としましたが、「主要指摘事項」の「総評」のうち、組合を取り巻く周辺環境や社会情勢など一般的な記述については、検査に直接基づいたものではないとして、開示すべきであると答申しました。

答申第147号(平成15年7月22日付)

「今回明らかとなった料金横領事件の詳細及び調査結果について、並びに顧問弁護士との契約と今回の事件について弁護士の関与がわかる全ての文書」の部分開示決定に対する異議申出事案

(三重県道路公社)

対象公文書

「道路公社独自調査について」などの内部調査資料

争点

公社は、個人情報、公共安全情報、事務事業情報に該当するとして部分開示決定を行いました。これに対し、異議申出人は、すでに新聞報道等で明らかとなっており、事件の再発防止や同様事例の摘発について再点検する必要からも、事実関係を公開すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

個人情報については、県側の弁護士の印影を除き非開示が妥当としました。公共安全情報については、捜査機関でない公社が本号を適用することは適当でないとし、さらに事務事業情報については、具体的な収受金の具体的な管理方法が記載されている部分を除き、開示すべきと答申しました。

答申第148号(平成15年8月19日付)

「津松阪港(鰐崎地区)埋蔵文化財試掘調査業務委託及び鰐崎地区港湾整備事業に関する関係組合への補償交渉報告書」の部分開示決定に対する異議申立事案

(県土整備部港湾海岸チーム)

対象公文書

「平成14年度県単港湾改修第45240-01分2002号津松阪港(鰐崎地区)埋蔵文化財試掘調査業務委託」などの補償交渉資料

争点

実施機関は、経歴書等に記載の個人名等の個人情報と、漁協の内部管理情報であるとして法人情報、補償交渉中であることによる事務事業情報にそれぞれ該当すると主張した。異議申立人は、公金の支出である漁業補償の積算根拠は少なくとも開示すべきであると主張した。

答申の骨子

結論：一部認容

個人情報については、組合長の氏名などの一部を除き非開示妥当としましたが、実務経歴及びその経験年月日は、プライバシー性が高い情報であるとは言えないとして開示すべきとしました。法人情報については、組合からの任意提供された当該組合に関する税の情報であり、同情報に該当するとして非開示妥当としました。事務事業情報については、公金の支出を伴う交渉である以上、いかなる根拠に基づいているのか説明責任を果たす必要があるとして、開示すべきであると答申しました。

答申第149号(平成15年9月11日付)

「三重県知事名義の持ち株関係資料一式」の開示(一部不存在)決定に対する異議申立
事案

(総合企画局広聴広報チーム)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、営業報告書は保存期間(3年)を過ぎたものは廃棄しており、また、定款等についてはそもそも提出を求めておらず、所有していないとして不存在としました。これに対し、異議申立人は公的資金を出資している以上、これらの書類は県が取り寄せてでも、保有しておくべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

公文書の処理期限にしたがって廃棄し、文書自体取得していないとする実施機関の主張に誤りはないとして、不存在決定妥当と答申しました。

提言

情報公開制度と文書管理は表裏一体の関係にあることから、次のとおり提言がありました。

「本件事案に関して、営業報告書については、公費を出資している法人に係る文書であり、説明責任を果たすうえで、より重要な文書として位置づけ保存期間を再検討すべきではないかと思料する。また、公費を出資している法人の定款を保有していないことは、説明責任の観点からも望ましいものであるとは言えない。」

答申第150号(平成15年9月11日付)

「特定改良区の「土地改良法」違反の運営に関し、指導改善の経緯についてわかる文書の全て」の公文書部分開示決定に対する異議申立事案

(農林水産商工部農地調整チーム)

対象公文書

特定土地改良区の「総会議事録」及び「換地計画書」

争点

実施機関は、議事録に記載の個人名について、個人情報として非開示としました。また、換地計画書における土地の価格、精算額等も個人の収入等が判明し、個人情報に該当するとして非開示としました。異議申立人は、土地改良事業は公費で施工されており、その事業が適正に行われたか確認する必要があることから、全面公開とすべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

換地計画書の内容については、公費である土地改良事業が適正に行われたかを確認するために必要不可欠な情報であり、開示される情報自体のプライバシー性も低いことから開示すべきであるとしました。一方、議事録に記載の個人名については、個人情報に該当するとして、非開示妥当であると答申しました。

答申第151号(平成15年9月30日付)

「三重県職員採用候補者中級(B)試験における試験区分「司書」の試験問題集及び正答表並びに論文試験課題」に係る公文書の部分開示決定に対する異議申立事案

(人事委員会事務局)

対象公文書

三重県職員採用候補者中級(B)試験における試験区分「司書」の試験問題集及び正答表並びに論文試験課題

争点

実施機関は、試験問題は、問題作成機関から提供を受けたものであり著作権法により非開示が妥当であり、法令秘情報に該当すると主張しました。(その他、法人情報、事務事業情報にも該当すると主張しました。)また、正答表の一部については他部局へ採点も含め業務委託していたこと、及び問題の性質上正答表がないことを理由として不存在としました。これに対し、異議申立人は、採点機関が作成していないため存在しないということには納得できないと主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

試験問題については、問題作成機関が著作権を主張する以上、法令秘情報に該当するとして、非開示が妥当であるとしました。(よって第3号、第6号の該当性は判断するまでもないとしました。)

正答表の不存在については、取得していないとする実施機関の説明や文書の特定に誤りもないことから、不存在が妥当であると答申した。

提言

「他部局へ業務を委託しているとはいえ、採用試験の合否の決定を行う機関として、その問題の正答表を保有していないことは一般的には納得しにくいことである。また、問題の性質上正答表と呼べるものがないとして不存在とした正答表についても、採点の参考にするためそれに替わる文書を保有しているのであれば、請求の趣旨を幅広く解釈したうえで、公文書を特定する必要がある。」との審査会からの提言がありました。

答申第152号(平成15年10月10日付)

「名阪国道の特定地点付近に設置のオービス設置時の設置場所選定過程が分かるもの(事故多発地点等の関係が)」及び「名阪国道の特定地点に設置のオービス及び中央装置の設置工事時の工事竣工書類一式(契約書類、打合せ簿、写真、取扱説明書等)」に係る公文書の非開示決定(存否を明らかにしない決定)に対する審査請求事案

(警察本部交通指導課)

対象公文書

存否応答拒否のためなし

争点

実施機関は、当該公文書の存否を答えるだけで、公共安全情報に該当する情報が明らかになるとして、存否応答拒否決定を行いました。これに対し、審査請求人は、請求書に特定地点を明記しており、請求内容に基づく決定となっていないから、取り消されるべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

オービスの設置地点を具体的に示した開示請求であるため、設置場所が結果的に明らかになり、公共安全情報に該当する情報が開示されてしまうとして、存否応答拒否決定が妥当であると答申しました。

答申第153号(平成15年10月28日付)

「県立病院が不作為(医療事故またはその疑いのある案件)の治療等で患者に支払った示談金、賠償金、和解金などに関する文書(平成9年度から平成14年度分)」の部分開示決定に対する異議申立事案

(病院事業庁)

対象公文書

和解調書、和解契約書 外

争点

実施機関は、患者の氏名や治療内容等の部分については、個人情報に該当するとして非開示としました。また、和解書等に記載の損害額の算定方法や算定基礎数値等の算定経過がわかる部分については、今後の交渉事務に支障が出るとして、事務事業情報に該当し、非開示としました。異議申立人は、公費支出である以上、賠償金の算出根拠や治療内容は開示すべきであると主張した。

答申の骨子

結論：一部認容

個人情報については、県側の弁護士氏名と印影を除き、プライバシー性が高い情報として非開示妥当としました。事務事業情報については、今後の補償交渉に支障が出るとは考えられないとして基本的に開示すべきとしたが、その中で患者の個人情報が推測される部分については、非開示が妥当であると答申しました。

答申第154号(平成15年10月28日付)

「県立病院での医療事故またはその疑いのある案件で示談金を支払った内容がわかる文書(平成9年度から14年度分)」の部分開示決定に対する異議申立事案

(病院事業庁)

対象公文書

医療行為に係る損害賠償請求事件の報告書

争点

実施機関は、患者の氏名等の個人情報が記載されており、県が行った治療内容についても患者と密接に関係する情報であることから、これらすべてが個人情報に該当するとして非開示としました。異議申立人は、治療行為は行政行為であり、どのような内容であったか公立病院として明らかにすべきであるし、たとえ公開しても、個人が特定されるとは考えにくいことから開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

治療内容や診療経過等の記録は、個人の人格と密接に関係し、きわめてプライバシー性が高く、密接不可分な情報であり、特定個人が識別されうる情報を容易に抽出・分離することは困難であることから部分開示に馴染まないとして、非開示が妥当であると答申しました。

答申第155号(平成15年11月25日付)

「一志郡内の特定地番の用地廃止にかかる文書」に関する公文書不存決定に対する異議申立事案

(県土整備部公共用地チーム)

対象公文書

不存のためなし

争点

実施機関は、当時返戻というかたちで事務が完結しており、保存年限(10年)を経過しているため、既に廃棄して保有しておらず、不存決定としました。異議申立人は、返戻であるなら事業ははまだ完結していないのだから、完結するまでは当該申請書を保管しておくべきであると主張した。

答申の骨子

結論：棄却

当該申請書については、すでに返戻して事務が完結しているとの実施機関の主張に不合理な点があるとは言えず、保存年限の設定など、文書管理の運用にも不合理な点があるとは言えないとして、不存が妥当であると答申しました。

答申第156号(平成15年11月25日付)

「特定土地改良区の土地改良法に基づく全ての文書及び行政指導処分、県下の同様不適法な土地改良区の改善措置が分かる文書」の公文書部分開示決定に対する異議申立事案

(農林水産商工部団体検査チーム)

対象公文書

特定土地改良区に対する「検査結果概要調書」 外

争点

実施機関は、個人の氏名・年齢・印影については個人情報、また、当該土地改良区の内部運営情報等については法人情報、そして検査結果の総合判定及び事項別判定については、適正な検査事務を行う上での支障があるとして事務事業情報にそれぞれ該当するとして、非開示としました。これに対して、異議申立人は、公金で施行されている事業であり、適正に管理運営されているかの検査結果については、公開されるべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

個人情報については非開示が妥当であると答申しました。法人情報については、「預金残高証明書」「総会議事録」を除き開示すべきとしました。また、検査結果の総合判定及び事項別判定は事務事業情報に該当しないとして開示すべきと答申しました。

答申第157号(平成15年11月25日付)

「特定土地改良区の土地改良法に基づく全ての文書及び行政指導処分、県下の同様不適法な土地改良区の改善措置が分かる文書」の公文書不存決定に対する異議申立事案

(農林水産商工部農地調整チーム)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、重要な法令違反に該当しない限り、所管業務上、そもそもこういった指導文書は作成しないため、口頭指導等であっても文書は不存在であると主張しました。異議申立人は、行政指導が口頭で行われ文書が存在しないのは理解できず、その記録は文書で残すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

記録が残されていないことの適否はともかく、重要な法令違反に該当するものではないとして、文書を作成、保有していないという実施機関の説明に不自然な点があるとは認められないとして、不存決定は妥当であると答申した。

。

答申第158号(平成15年12月12日付)

「特定宗教法人(2法人)の宗教法人法に基づく全ての文書」の部分開示決定に対する
異議申立事案

(生活部文化振興チーム)

対象公文書

宗教法人台帳、財産目録等

争点

実施機関は、資産合計や正味財産については法人情報に該当するとし、責任役員の氏名等は個人情報であるとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、当該法人が宗教法人法上適正であるか確認できず、公益上開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

個人情報については、当該個人の私生活上の権利利益を侵害するおそれがあり、公益上開示する理由もないとして、非開示妥当としました。法人情報についても、当該非開示部分が「信者その他の利害関係人」に限定しており、公にされている情報とは言えず、開示することにより当該法人の正当な利益が侵害されるとし、また、開示すべき公益上の理由もないとして、非開示妥当と答申しました。

答申第159号(平成15年12月16日付)

「平成14年度産業廃棄物処理実績報告書(特定法人)」の開示決定に対する第三者からの異議申立事案

(環境部廃棄物対策チーム)

対象公文書

平成14年度産業廃棄物処理実績報告書

争点

実施機関は、法人情報に該当しているものの、公益上の理由による開示決定を行いました。異議申立人(第三者)は、請求者が誰か、目的は何かがわからず、開示された情報がどのように使用されるのかわからない以上、将来的な不利益が生じるとして、非開示を主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

情報公開制度は、何人にも目的を問わず請求が認められるものであるため、異議申立人の主張は受け入れられない。また、環境問題は非常に公益性の高い情報であり、企業の利益よりも地域住民の健康等の公益が優先するとして、実施機関の裁量による開示決定が妥当であると答申しました。

答申第160号(平成16年1月9日付)

「中部国際空港海上アクセスに関する特定監査法人の事業採算性の調査報告書」の部分
開示決定に対する異議申立事案

(地域振興部交通政策チーム)

対象公文書

中部国際空港海上アクセスに関する特定監査法人の事業採算性の調査報告書

争点

実施機関は、民間法人の社員名については個人情報に該当するとし、また、投資、運行計画、損益計算等については、開示することにより当該法人の競争上の不利益を及ぼすとして法人情報に該当するとして非開示としました。これに対し、異議申立人は、そもそも当該報告書は事業採算性について透明性と客観性の確保の観点から提出されたものであり、また、公金を投入する事業である以上、競争上の不利益とはいえないから開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：一部認容

個人情報については、すべて非開示妥当としました。法人情報については、当該法人の初期投資や資金計画、人件費等の詳細な財務情報や企業経営上の秘匿すべきノウハウ等が極めて具体的に記述されている部分を除き、開示すべきであると答申しました。

答申第161号(平成16年1月9日付)

「特定宗教法人の財産目録」の部分開示決定に対する異議申立事案

(文化振興チーム)

対象公文書

宗教法人の財産目録

争点

実施機関は、土地建物など他で公になっている情報を除き、法人の財産に関する情報であり、信教の自由に基づく当該法人の権利を害するとして、非開示としました。

これに対し、異議申立人は普通財産については既に把握しており、非開示とする必要はないし、土地建物の数量を開示する以上、すべて公開されるべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

財産目録に記載されている当該法人の普通財産については、公にされている情報とは言えず、当該法人の内部管理情報であるとして、非開示が妥当であると答申しました。

(答申第158号と同種の事案です。)

答申第162号(平成16年2月24日付)

「元鈴鹿市内 小教頭に関し県教育委員会が鈴鹿市教育委員会に指導したとされる
「規律違反報告書の提出不要」がH13年10月10日以降何時行われたかが分かる情
報に係る公文書」の不存在決定に対する異議申立事案

(教育委員会事務局人材政策チーム)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、口頭で指導したため公文書としては存在しないと主張しました。一方、異議申立人は、文書がないのか、或いは指導が行われなかったため文書もないのか、理由欄にその旨を明確に記すべきであると主張しました。

(理由附記の不備を理由とした異議申立て)

答申の骨子

結論：棄却

実施機関が本決定に際して異議申立人の請求の趣旨を十分に満足させるような説明責任が果たされていないことは遺憾であるが、別添理由書が附記されていることから、理由附記に不備があり違法であるとまではいえないと答申しました。

答申第163号(平成16年2月24日付)

「特定土地改良区にかかる従前地土地評価書・換地計画書・等位別価格表・土地評価表」の公文書不存決定に対する異議申立事案

(農林水産商工部農地調整チーム)

対象公文書

不存在のためなし

争点

当初、実施機関は当該公文書を保有していないとして、不存在決定をしました。これに対し、異議申立人は存在しないはずはないと主張しました。その後精査したところ、対象公文書が一部存在していたことがわかり、実施機関は一部不存在決定を取り消して、部分開示決定を行いました。

答申の骨子

結論：一部認容

文書を精査せずに安易に不存在決定を行い、後日存在したとして開示することになると、決定そのものの信頼性を欠くことになるため、事務処理上不適切であったと言わざるを得ず、保有していた一部の文書について不存在の決定を速やかに取り消すべきであると答申しました。

答申第164号(平成16年2月24日付)

「三重県RDF施設・発電施設整備事業 技術提案図書」の非開示決定に対する異議申立
事案

(企業庁)

対象公文書

三重県RDF施設・発電施設整備事業 技術提案図書

争点

実施機関は、当該公文書の原本はすでに警察に押収されているため、そのコピーについても原本と同様に判断すべきとして、条例第48条の適用除外文書に該当するとして非開示決定としました。これに対し、異議申立人は、押収の効力は原本までであり、そのコピーには及ばないため、開示すべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

押収物のコピーは、原本と同一の情報が記載されており、刑事訴訟法第53条の2で規定する「訴訟に関する書類及び押収物」としての性質を失わないと判断せざるを得ず、条例の適用除外文書に該当すると認められるため、非開示妥当と答申しました。

答申第165号(平成16年2月26日付)

「管理職選考試験の問題」の部分開示決定に対する異議申立事案

(教育委員会事務局人材政策チーム)

対 象 公 文 書

管理職選考試験問題

争 点

実施機関は、筆頭試験について開示することにより、以降同様の問題を作成せざるを得ず、公正かつ確な管理職の選考事務に支障がでるとして、事務事業情報に該当すると主張しました。異議申立人は、開示して万人が試験の問題について同じように情報を有することの方が公正であり、透明性を増すためにも開示すべきだと主張しました。

答 申 の 骨 子

結論：棄却

本件選考試験については、もっぱら実施機関内部における人事管理上の業務として行われているものであり、情報公開制度に則して何人にも等しく公にすることが強く求められているような公益性の高い情報であるとまでは言えず、むしろ将来の問題作成事務に支障を生ずるおそれがあることが否定できず、実施機関の本決定は妥当であると言わざるを得ないと答申しました。

答申第166号(平成16年2月26日付)

「RDF爆発事故での県、特定法人、桑名消防の協議に関する記録」の不存在決定に対する異議申立事案

(企業庁)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、当時現場は混乱しており、すべて口頭でなされていたため、文書としての記録は存在しないため不存在であると主張しました。これに対し、異議申立人は、最初のRDF貯蔵タンク爆発から、一貫して桑名消防、特定法人との重要な協議記録をメモひとつ残していないと言うのは不自然であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

爆発事故直後のみ県、特定法人、桑名消防の三者において協議の場を持っていることは事実であるものの、正式な会議としては設けられておらず、事故直後の混乱等により、その後は口頭にて報告を行っていたため一切の協議記録を作成していないとする実施機関の説明に、不自然な点はないとして不存在決定が妥当と答申しました。

答申第167号(平成16年3月12日付)

「平成14年度特別管理産業廃棄物処理実績報告書及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書」の部分開示決定に対する第三者からの異議申立事案

(環境部廃棄物対策チーム)

対象公文書

平成14年度特別管理産業廃棄物処理実績報告書及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

争点

実施機関は法人情報であるものの公益上開示する必要があるとして開示決定としました。異議申立人は、当該文書は任意で提出したものであり、また、公益上の必要があると認められないから法人情報として非開示にすべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

任意で提供されたことをもって開示・非開示の判断を行うものではなく、平成9年6月に津地裁判決にもあるように、法人情報といえども公益上開示すべき理由があるとした実施機関の判断は妥当としました。(この中で、そもそも法人情報に該当しないのではないかとの判断も示されました。)

答申第169号と同内容

答申第168号(平成16年3月12日付)

「平成14年度特別管理産業廃棄物処理実績報告書」の開示決定に対する第三者からの異議申立事案

(環境部廃棄物対策チーム)

対象公文書

平成14年度特別管理産業廃棄物処理実績報告書

争点

実施機関は法人情報であるものの公益上開示する必要があるとして開示決定としました。異議申立人は、当該文書は任意で提出したものであり、また、公益上の必要があると認められないから法人情報として非開示にすべきであると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

任意で提供されたことをもって開示・非開示の判断を行うものではなく、平成9年6月に津地裁判決にもあるように、法人情報といえども公益上開示すべき理由があるとした実施機関の判断は妥当としました。(この中で、そもそも法人情報に該当しないのではないかとの判断も示されました。)

答申第168号と同内容

答申第169号(平成16年3月16日付)

「RDF施設の事故に関する一酸化炭素の濃度測定記録及び火災や爆発の様子を記録しているビデオテープ」の不存在決定に対する異議申立事案

(企業庁)

対象公文書

不存在のためなし

争点

実施機関は、平成15年8月14日以降の貯蔵槽内の一酸化炭素濃度測定を記録したものや、爆発の様子を記録しているビデオテープは、物理的に存在しないとして不存在決定を行いました。これに対し、異議申立人は爆発事故に関する記録が一切ないというのは到底信じがたく、当該情報が記載された関連文書まで探索したのか不明であり、違法な決定であると主張しました。

答申の骨子

結論：棄却

一酸化炭素濃度測定については、携帯用器具であるため計測記録がなく、ビデオテープについても撮影する設備がなかったなど、記録に残る形式で保存する設備ではなかったとする実施機関の説明に不自然な点はないとして、不存在決定が妥当であると答申しました。